

児童手当の制度が一部変更になります。

大切な2つのお知らせです。必ずご確認ください！！

1 特例給付の支給に係わる所得上限額が設けられます！！
⇒所得額により特例給付の支給がされない方が発生します。

2 現況届の提出が不要になります！！
⇒毎年6月に提出していた現況届が不要になります。

※提出が必要な一部の受給者については、裏面（2）アをご確認ください。
また、児童や受給者について変更がある場合、**随時届出**が必要です。
変更届について、裏面（2）イを必ずご確認ください。

（1）所得制限限度額・所得上限限度額について

令和4年10月支給分から、児童を養育している方の所得が下記表の②以上の場合、児童手当等は支給されません。

※ 児童手当等が支給されなくなったあとに所得が②を下回った場合、**改めて認定請求書の提出等が必要となります**ので、ご注意ください。

※児童を養育している方の所得が、下記表の①（所得制限限度額）未満の場合、児童手当を、所得が①以上②（所得上限限度額）未満の場合、法律の附則に基づく特例給付（児童1人当たり月額一律5,000円）を支給します。

	①所得制限限度額		②所得上限限度額	
	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の 目安 (万円)
扶養親族等の数 (カッコ内は例)				
0人 (前年末に児童が生まれていない場合 等)	622	833.3	858	1071
1人 (児童1人の場合 等)	660	875.6	896	1124
2人 (児童1人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	698	917.8	934	1162
3人 (児童2人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	736	960	972	1200
4人 (児童3人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	774	1002	1010	1238
5人 (児童4人 + 年収103万円以下の配偶者の場合 等)	812	1040	1048	1276

※ 扶養親族等の数は、所得税法上の同一生計配偶者及び扶養親族（里親などに委託されている児童や施設に入所している児童を除きます。以下、「扶養親族等」といいます。）並びに扶養親族等でない児童で前年の12月31日において生計を維持したものの数をいいます。扶養親族等の数に応じて、限度額（所得額ベース）は、1人につき38万円（扶養親族等が同一生計配偶者（70歳以上の者に限ります。）又は老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額となります。

※ 「収入額の目安」は、給与収入のみで計算しています。あくまで目安であり、実際は給与所得控除や医療費控除、雑損控除等を控除した後の所得額で所得制限を確認します。

裏面に続きます。
必ずご確認ください！

(2) 現況届の省略と変更届について

ア 桑折町では、令和4年現況届から受給者の現況を公簿等で確認することで、現況届の提出を不要とします。

※ただし以下の方は、引き続き現況届の提出が必要です。

- ① 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が桑折町と異なる方
- ② 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- ③ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ④ 法人である未成年後見人、里親・施設等の受給者の方
- ⑤ その他、桑折町から提出の案内があった方

イ **以下の変更事項があった方は役場に届出てください。**

※15日以内に届出がないと、遅れた月分の手当が支給されない・返還金が生じる場合があります。

- ① 離婚や婚姻をしたとき。
- ② 受給者や配偶者、児童の住所が変わったとき（桑折町外や、海外へ転出したとき）。
- ③ 受給者や配偶者が公務員になったとき。
- ④ （配偶者や児童の住民票が桑折町外にある方・別居監護者で）配偶者や児童の住所が変わったとき。
- ⑤ 厚生年金から国民年金など、加入年金に変更があったとき。
- ⑥ 児童を養育しなくなった、死亡した等の理由により、対象児童がいなくなったとき。

公務員になった・なる方へ

公務員の場合は、勤務先から児童手当が支給されます。

公務員になった後も、桑折町に公務員になった旨の届出をしていない場合、手当が二重支給されている可能性があります。

以下の場合、その翌日から**15日以内**に桑折町と勤務先に届出・申請をしてください。

- 公務員になった場合（会計年度職員も含む）
- 退職等により、公務員でなくなった場合
- 公務員ではあるが、勤務先の官署に変更がある場合

※届出が遅れると、遅れた月分の手当が支給されない・返還金が生じる場合がありますので、ご注意ください。

お問い合わせは

桑折町 健康福祉課 子育て支援係
電話：024-582-1133